

2020年1月から
2021年3月までに
結婚された方対象

新婚世帯の新居の
取得・賃貸・引越費用
の補助を行います。

**1世帯あたり、
上限30万円を
支給します。**

令和2年度 新婚さんの 新生活を

応援します!!

【補助対象経費】

- ・住宅購入費用
- ・敷金、礼金、仲介手数料
- ・引越費用

※ただし、引越業者又は運送業への支払にかかる実費



〈対象要件(世帯)〉①～⑥の要件をすべて満たす世帯

- ① 2020年1月1日から2021年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 夫婦の婚姻日における年齢がともに34歳以下であること
- ③ 2020年1月1日から2021年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ④ 継続して石垣市に居住する意思があること

- ⑤ 前年(1月から12月)の夫婦の所得の合計額が340万円未満(4月から5月に申請する方は2018年の所得の合計額)
※給与所得の場合、合計収入は500万円程度が目安です
※奨学金を現に返済している場合は、年間返金額を控除します
- ⑥ 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。予めご了承ください。
(申請をお考えの方はお早めにご相談ください。)

結婚新生活支援事業補助金 チェックシート

婚姻届の提出日は2020年1月1日～
2021年3月31日ですか？

はい



2020年1月1日～2021年3月31日に
取得(賃借)した石垣市内の住宅に居住し、
住民登録がありますか？

はい



夫婦の2019年中(2019年1月1日～12月31日)の
合計所得は340万円未満かつ、婚姻日における
夫婦の年齢がともに34歳以下ですか？

(給与所得の目安として、夫婦の合計収入が500万円程度です。)
(4月から5月に申請する方は2018年中の合計所得)

はい

※但し、次の①、②の場合にあつては、それぞれの記載する計算方法により算出した方法によります。

①婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、所得なしとして
夫婦の所得を算出する。

②貸与型奨学金(公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)
の返済を現におこなっている場合
所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額



該当する項目がありますか？

- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による
家賃補助等受給者
- ・過去にこの事業に基づく補助を受けた者

はい

はい

該当

非該当



ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

石垣市企画政策課／TEL：0980-82-1350